

木津川市待機児童の解消対策 ガイドライン(中間案)

パブリック・コメント

担当部署（提出・問合せ先）

木津川市 保健福祉部 子育て支援課
〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外 110-9

Tel: 0774-75-1212（ダイヤルイン）

Fax: 0774-75-2083

E-mail: kosodate@city.kizugawa.lg.jp

URL: <http://www.city.kizugawa.lg.jp/>

木津川市の「待機児童の解消対策ガイドライン(中間案)」についての意見を募集します

木津川市が取り組む「待機児童の解消対策」についてのガイドライン(中間案)にみなさんのご意見をお寄せください。

～ 木津川市待機児童の解消対策ガイドライン (中間案) ～

このガイドラインは、木津川市が保育園の待機児童の解消をおこなっていく上での基本となるルール、基準であり、より良い保育サービスの実施を進めるための基本的な指針となるものです。

待機児童の解消に当たっては、このガイドラインを基本としておこない、市民のみなさんへ広く示すことにより、ご理解を得ながら、早期に待機児童の解消を図り、安定的・継続的な保育園運営を目指すことを目的としています。

この度、このガイドラインの概要が整ったため、市民のみなさんにお知らせするとともに、中間案についてのご意見を募集（パブリック・コメント）いたします。

募集期間 平成23年7月1日（金）～8月1日（月）

対 象 市内にお住まい又は在勤・在学の方、市内の事業所など

配付場所 ガイドライン（中間案）及び意見提出用紙は、次の場所で配付いたします。

- ・木津川市役所 子育て支援課、学研企画課
- ・支 所 加茂・山城支所 地域総務課
- ・図書館 中央・加茂・山城図書館
- ・市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.kizugawa.lg.jp/>

配付資料 木津川市待機児童の解消対策ガイドライン（中間案）
関係行政計画
意見提出用紙

ガイドライン（中間案）のおもな内容

- (1) ガイドラインの性格
- (2) ガイドラインの目的
- (3) 現状と課題
- (4) 将来構想
- (5) 保育園等の運営方式
- (6) 民設民営方式の効果
- (7) 保育サービスの充実
- (8) 新しく検討する保育園等の候補地
- (9) 既存保育園の統廃合・民設民営方式への移行
- (10) 廃止した保育園跡地の利活用
- (11) 空き施設の利活用
- (12) 移管方法
- (13) 保育園等の設立及び運営を行う法人の選考

提出・問合せ　　８月１日（月）までに、意見提出用紙に住所、氏名、または団体名、電話番号などを記入し、直接または郵送（８月１日消印有効）、ファックス、電子メールで提出してください。

（電子メールの場合は、意見提出用紙の記載事項にしたがって記入してください。）

〒619-0286（木津川市役所専用番号）

木津川市役所 子育て支援課

Tel: 75-1212

Fax: 75-2083

E-mail: kosodate@city.kizugawa.lg.jp

□行政計画におけるガイドラインに関する記載内容

計画	関係箇所（抜粋）
<p>第一次木津川市総合計画</p>	<p>○子育て家庭の多様な要望等を踏まえ、利用しやすく充実した保育サービスの提供</p> <p>○保育需要の変化等に対応した保育園運営のあり方の検討</p> <p>○保育ニーズの多様化に対応して、乳児保育、一時保育、延長保育、障害児保育等、多様で良質な保育サービスの充実を図る。</p> <p>○公設公営方式の保育園の民営化や民間運営の保育園との役割分担等の検討を含め、保育環境の充実を図る。</p> <p>【おもな事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間運営の保育園と連携した待機児童の解消対策 ・ 幼保一元化による保育園の入園要件の緩和等による保育サービスの充実 ・ 認定子ども園の検討
<p>木津川市行財政改革大綱</p>	<p>○事務事業の再編・整理</p> <p>運営コスト、間接コストを含めて行政が公的サービスを担うことの妥当性（公共の利益になっているか、市が直営でやるべきことか、財政状況が厳しい中でもあえてやるべきことか）を明確化する。</p> <p>○公共施設の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統廃合による機能集約、機能強化を念頭に置き、配置・利用状況・老朽化度などを総合的に判断し、適正な配置の検討を進める。 ・ 庁舎などに生じた空スペースについては施設の部分的な用途転換を図るなどして新たな需要に対応する。 ・ 公共施設の管理運営には、施設の民営化、民間委託の推進で民間活力を最大限活用する。

<p>木津川市行財政改革推進計画</p>	<p>○幼稚園や保育園の民営化についての調査研究</p>
<p>木津川市定員適正化計画</p>	<p>○行政を取り巻く状況の変化に応じて、組織機構改革（途中省略）等により最小の職員数により最大の行政効果が発揮できるよう将来の職員数の目標数値を定めた「定員適正化計画」を策定し、事務事業の効率化と行財政のスリム化に努めるものとする。</p> <p>○民生部門については、類似団体別職員数よりも大幅に上回っている。</p> <p>特に学研地区の公設公営方式の保育園においては、保育需要の増大により多数の保育士が必要となっているため、公設民営化等により職員数の増加を抑えている。</p> <p>○おもな適正化手法</p> <p>業務の必要性から具体的な実施手法まで見直しを行い、事務処理手続きの簡素化・合理化を図るとともにより効率的な執行体制の構築を図ります。</p>
<p>木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）</p>	<p>○特定事業以外のほかにも、安心して子育てができる環境づくりに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園の計画的な民営化の推進 ・ 放課後児童クラブの計画的な民営化の推進 ・ 民間運営の保育園の誘致 ・ 民間放課後児童クラブの誘致 ・ 民間放課後児童クラブの設立支援 ・ 民間幼稚園の誘致 ・ 民間企業等の活用

木津川市待機児童の解消対策ガイドライン(中間案) に対する意見

1 氏名又は名称	
2 在住・在学等の区別 右記のいずれかに○をつけて ください。	ア 市内に住所を有する者 イ 市内に通勤又は通学する者 ウ 市内に事務所又は事業所を有する個人 及び法人その他団体 エ 本制度に係る事案に利害を有する個人 及び法人その他団体
3 連絡先	(法人等の場合は担当者名も)
4 郵便番号	(例：619-0286)
5 電子メール	(例：kosodate@city.kizugawa.lg.jp)
6 電話番号	(例：0774-75-1212)

※記入欄が不足する場合は、別の用紙を追加してください。

該当箇所	左の箇所に対する意見内容